

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

			資料番号	1	担当課	自然保護課
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	50 - 1	不利益処分の種類	狩猟免許試験の停止及び合格の決定の取消	
<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (狩猟免許試験の停止等) 第五十条 管轄都道府県知事は、不正の手段によって狩猟免許試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その狩猟免許試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。 2 前項の規定により合格の決定を取り消したときは、管轄都道府県知事は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。この場合において、当該狩猟免許試験に係る狩猟免許は、その通知を受けた日に効力を失うものとする。</p>						